

【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策】(道路法面・盛土対策)

一般国道20号 神奈川20号維持管理

- 一般国道20号は、東京都中央区を起点とし長野県塩尻市に至る全長約230kmの主要幹線道路であり、第一次緊急輸送道路に指定
- 土砂災害等による道路の通行止めのリスクを解消するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、国道20号相模原市緑区与瀬地区において、吹付法砕工等の落石対策工事を実施することで、道路法面・盛土対策を推進

【代表事例】



《諸元等》

事業区間：相模原市緑区与瀬地区  
 延長：L= 0. 03km

《平面図》



《現状》

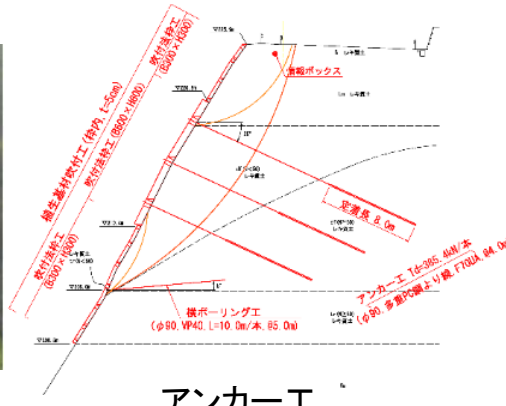


歩道の沈下(左)、法面の崩落(右)状況

《対策イメージ》



吹付法砕工



アンカー工